

修業生のための労働時間

<https://www.lapprenti.com/html/entreprise/conditions.asp>

時 間

修業生はすべての給与生活者と同じように現行の規則に従って実際に働きます。CFA でのコースの時間は労働期間のなかに含まれます。

企業での実効の労働は、特例として県労働・雇用・専門職養成監督署に願い出た場合を除いて一日 7 時間(週 35 時間)を超えることはできません。

法定時間を超えて働いた時間は残業時間として支払われます。ホテル業のための例外で超過時間は等価時間と呼ばれ、給与の増加の権利は与えられていません。

夜の労働は 18 歳以下の場合製パン業の修業生に認められている例外を除いて 22 時と朝の 6 時との間は禁止されています。

どのような場合でも、修業生は誰でも 12 時間の連続した休息時間の権利をもっています。週間の休息は団体協約によって 1 乃至 2 日間の休息があります。

修業生の休暇

企業の給与生活者と同じように休暇があり年間最低 5 週間の有給休暇です。

- 修業生は誰でも、その要求に応じて免状の試験の準備のために 5 日間の報酬のある休暇を等しく享受することができます。
- 他の給与生活者と同じように、修業生は産休(出産予定日前の 6 週間と産後の 10 週間)をとることができます。
- 家族の冠婚葬祭のための休暇も等しくとることができます。
 - 修業生の結婚のための 4 日間
 - 予備軍参加のための 3 日間
 - 修業生の子どもの出産のための 3 日間
 - 修業生の配偶者あるいは子供の死去のための 2 日間
 - 修業生の父あるいは母の死去のための 1 日間